

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6 年 11 月 26 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 ウチウチカキシヤ カイシャ 合同会社 海玄  
 住所 大阪府堺市南区美木多上2755番地35  
フリガナ 代表者氏名 ダイニョウシヤイン クロダツツエ 代表社員 黒田理江  
 電話番号 072-294-6622  
 FAX番号 072-231-9374  
 メールアドレス [info@kaigen-bonten.com](mailto:info@kaigen-bonten.com)

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2  
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10  
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11  
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 3 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者	✓	18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第10（水道法施行規則第34条関係）

## 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 6 年 11 月 26 日

届出者 氏名又は名称 合同会社 海玄  
住 所 大阪府堺市南区美木多上 2 7 5 5 番地35  
代表者氏名 代表社員 黒田理江  
電 話 番 号 072-294-6622

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	ゴウドウガイシャカイゲン 合同会社海玄		
住 所	大阪府堺市南区美木多上 2 7 5 5 番地35		
フリガナ 代表者の氏名	ダイヒョウシャイン クロダマサエ 代表社員 黒田理江		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表者変更	代表社員 友川関雄	代表社員 黒田理江	令和6年11月1日

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

## 誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 6 年 11 月 26 日

申請者	氏名又は名称	ゴウドウガイヤ カイツ 合同会社海玄
	住 所	〒590-0136 大阪府堺市南区美木多上2755番地35
	代表者氏名	代表社員 黒田理江 クロダ リエ

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

# 履歴事項全部証明書

大阪府堺市南区美木多上2755番地35  
合同会社海玄

会社法人等番号	1201-03-003519		
商号	合同会社海玄		
本店	大阪府堺市南区美木多上2755番地35		
公告をする方法	官報に掲載して行う。		
会社成立の年月日	令和1年11月22日		
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 貨物運送事業</li> <li>2. 建設業</li> <li>3. 人材派遣業</li> <li>4. 不動産売買、賃貸借及び仲介並びに不動産の管理業務</li> <li>5. 産業廃棄物収集運搬業</li> <li>6. 建築材料輸出入業</li> <li>7. 家具、衣料品、宝石などの輸出入業</li> <li>8. 古物商</li> <li>9. 前各号に附帯する一切の事業</li> </ol>		
資本金の額	金300万円		
社員に関する事項	業務執行社員 友川 関 雄		
			令和 6年11月 1日退社
			令和 6年11月 1日登記
	業務執行社員 安田 智 夫		
	業務執行社員 安田 絵 里		
	業務執行社員 黒田 理 江		令和 6年11月 1日加入
		令和 6年11月 1日登記	

大阪府堺市南区美木多上2755番地35  
合同会社海玄

	大阪府八尾市田井中二丁目95番地の7ソレイ ユ・コート105号 代表社員 友川 関 雄	令和 6年 1月15日住所 移転
	大阪府柏原市玉手町18-50 代表社員 友川 関 雄	令和 6年 2月 8日登記
		令和 6年11月 1日退任
		令和 6年11月 1日登記
	大阪府堺市美原区多治井308番地20 代表社員 黒田 理 江	令和 6年11月 1日就任
		令和 6年11月 1日登記
登記記録に関する 事項	設立	令和 1年11月22日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。

令和 6年11月22日  
大阪法務局堺支局  
登記官

井 手 繁 樹



合同会社海玄  
定 款

# 定 款

## 第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、合同会社海玄と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 貨物運送事業
2. 建設業
3. 人材派遣業
4. 不動産売買、賃貸借及び仲介並びに不動産の管理業務
5. 産業廃棄物収集運搬業
6. 建築材料輸出入業
7. 家具、衣料品、宝石などの輸出入業
8. 古物商
9. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪府堺市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載して行う。

## 第2章 社員及び出資

(社員及び出資)

第 5 条 当社の社員の氏名又は名称及び住所、社員の出資の目的及びその価額は次の通りである。

1. 金100万円

大阪府堺市美原区多治井308番地20 黒田理江

2. 金100万円  
大阪府堺市南区美木多上1379番地36  
安田 智夫

3. 金100万円  
大阪府堺市南区美木多上1379番地36  
安田 絵里

(社員の責任)

第 6 条 当社は、社員の全員を有限責任社員とする。

(持分譲渡の制限)

第 7 条 社員は、その持分の全部又は一部を譲渡する場合には、他の社員全員の承諾を要する。

### 第3章 業務執行権及び代表権

(業務の執行)

第 8 条 当社において業務を執行する社員は、総社員の同意により社員の中から選任する。

2 業務を執行する社員が2人以上あるときは、当社の業務は当該社員の過半数をもって決定する。

3 前項の規定にかかわらず、当社の常務は、各社員が単独で行うことができる。但し、その完了前に他の社員が異議を述べた場合は、この限りでない。

(競業の禁止)

第 9 条 業務を執行する社員は、当該社員以外の社員の全員の承認を受けなければ、次に掲げる行為をしてはならない。

① 自己又は第三者のために当社の事業の部類に属する取引をすること

② 当社の事業と同種の事業を目的とする会社の取締役、執行役又は業務を執行する社員となること

(代表社員)

第 10 条 当社の代表社員は、総社員の互選によって定める。



## 第4章 社員の加入及び退社

### (社員の加入)

第 11 条 新たに社員を加入させる場合は、総社員の同意を要する。

### (任意退社)

第 12 条 各社員は、事業年度の終了の時に於いて退社をすることができる。この場合においては、各社員は3ヶ月前までに退社の予告をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、各社員は、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

### (法定退社)

第 13 条 各社員は、会社法第607条の規定により、退社する。

2 前項の規定にかかわらず、社員が死亡した場合又は合併により消滅した場合においては、当該社員の相続人その他の一般承継人が当該社員の持分を承継する。

## 第5章 計 算

### (事業年度)

第 14 条 当社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までの年1期とする。

### (損益の分配)

第 15 条 当社における各社員の損益の分配は、毎事業年度末において総社員の同意により定める。

## 第6章 附 則

第16条 当社の定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令によるものとする。

この定款の写しは当会社の原本と相違ありません。

令和6年11月26日

大阪府堺市南区美本多上 2755 番地 35

合同会社 海玄



代表社員 黒田理江